

## お知らせ

まちや暮らしに関する情報を掲載しています

## 事業者の方

経営力強化支援事業補助金  
間もなく申請締切日です

対 中小企業基本法第2条に規定する区内の中小企業者・個人事業主

印 令和7年1月31日(金)(概算払い申請は12月27日(金)(いずれも消印有効))までに申請書を郵送で問合せ先へ。応募要項・申請書は問合せ先や区政情報センター(本庁舎1階)等で配布しているほか、新宿区ホームページ(右二次元コード)からも取り出せます。



固 産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6-8-2、BIZ新宿3階) ☎(5273)3554

## 都市型軽費老人ホームの整備費助成

区では、都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、整備事業者を募集し、国・東京都の制度を利用して整備費を助成しています。窓口での相談を希望する方は、事前にご連絡ください。

固 地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4193

## すべての方

## 11月30日は「年金の日」

## ●年金記録や年金見込額を確認し

## 将来の生活設計について考えてみませんか

ねんきんネットでは、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、年金見込額の試算もできます。詳しくは、日本年金機構ホームページ(右二次元コード) <https://www.nenkin.go.jp/net/index.html>をご覧ください。



固 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 ☎0570(058)555(ナビダイヤル)、050で始まる電話からは ☎(6700)1144

## 歳末・地域たすけあい運動募金にご協力ください

12月1日(日)から歳末・地域たすけあい運動募金が始まります。

募金は、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」のスローガンのもと、区内で地域福祉のために活用されます。

固 区社会福祉協議会 ☎(5273)2941

12月1日～7日は  
TOKYO交通安全キャンペーン

例年12月は、年末にかけて交通事故・渋滞が

多く発生する傾向があります。交通事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

## ●重点項目

- ▶ 高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ▶ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ▶ 二輪車の交通事故防止
- ▶ 自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底
- ▶ 飲酒運転の根絶
- ▶ 違法駐車対策の推進

固 交通対策課交通企画係 ☎(5273)4265

新宿文化センター(新宿6-14-1)の  
予約手続きを再開します

現在改修工事のため休館している大ホールの利用受け付けを令和7年12月利用分から順次、再開します。手続き等詳しくは、新宿文化センターホームページ(右二次元コード) <https://www.regasu-shinjuku.or.jp/bunka-center/>をご覧ください。



固 ▶ 利用…同センター ☎(3350)1141、▶ 工事…文化観光課文化観光係 ☎(5273)4069

マイナンバーカードの特急発行が  
始まります

12月2日(月)から、マイナンバーカードを紛失した方や国外から転入した方等、特に速やかに交付が必要な方を対象に、申請から1週間以内に交付が受けられる特急発行の仕組みが始まります。区役所本庁舎1階の戸籍住民課でのみ受け付けます。詳しくは、新宿区ホームページ(右上二次元コード)でご案内しています。



固 戸籍住民課住民記録係 ☎(5273)3601

## 労働報酬等審議会

固 12月11日(水)午後2時～4時

場 印 傍聴を希望する方は当日直接、区役所本庁舎4階401会議室へ。

固 契約管財課契約係 ☎(5273)4075

## 図書館運営協議会

固 12月13日(金)午前10時～12時

場 印 傍聴を希望する方は当日直接、会場へ。

場 固 中央図書館(大久保3-1-1) ☎(3364)1421

## 景観まちづくり審議会

固 12月19日(木)午前10時20分～11時30分

場 区役所本庁舎6階第2委員会室

場 印 傍聴を希望する方は12月17日(火)までに電話かファックス(4面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。

固 景観・まちづくり課 ☎(5273)3831・FAX(3209)9227

宝くじの助成金で備品を  
整備しました

## ●北新宿一丁目仲町会

宝くじの受託事業収入を財源に、自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業を活用し、同町会がおみこしを修繕しました。同事業は、コミュニティ活動の促進と健全な発展、宝くじの社会貢献広報を目的としています。

固 地域コミュニティ課コミュニティ係 ☎(5273)4127

地域で使える物品を地域センターで  
無料で貸し出しています

貸し出し方法等詳しくは、地域センターで配布しているチラシ、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。



## ●地域センターの令和6年度購入物品

▶ 四谷…ポッチャコート・ステージセット・アルミスタンド看板、▶ 牛込筆筈…テント、▶ 榎町…綿菓子機・鉄板焼機、▶ 若松…テント、▶ 大久保…綿菓子機・コードリール、▶ 戸塚…プロジェクター・クーラーボックス・輪投げセット、▶ 落合第一…ポップコーン機、▶ 落合第二…ポータブルスピーカー・餅つき機、▶ 柏木…かき氷機、▶ 角筈…スクリーンパーテーション・ホワイトボード

固 地域コミュニティ課コミュニティ係 ☎(5273)4127

## 無戸籍の方はご相談ください

令和6年4月1日に改正民法が施行され、施行日前に生まれたお子さんやその母親は施行日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起できます。さまざまな事情で出生届を提出できず、お子さんやご自身が戸籍に記載されていない場合は、法務局や区市町村の戸籍窓口にご相談ください。また、戸籍に記載されていないことでお困りの方をご存知の方も、ご相談ください。

固 ▶ 東京法務局 ☎(5213)1344、▶ 区戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3506

令和6年4月1日から相続登記の  
申請が義務になりました

相続による不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記を申請する必要があります。詳しくは、東京法務局ホームページ(右二次元コード) <https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>をご覧ください。



固 東京法務局 ☎(5213)1234